

〔別 紙〕

様式 1

141

事 業 報 告 書

(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人財団浩誠会
- ①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )
- ②  社会医療法人  特定医療法人  出資額限度法人
- その他
- ③  基金制度採用  基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 鹿児島県霧島市霧島田口2143番地

(3) 設立認可年月日 平成7年8月29日

(4) 設立登記年月日 平成7年8月30日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	杉安 浩一郎	杉安病院管理者・介護老人保健施設きりしま管理者
理 事	杉安 ひろみ	介護老人保健施設きりしま施設長
同	春山 勝郎	霧島杉安病院・医師
同	安江 謙二	安江整形外科・医師
同	木山 一郎	医療法人碩済会・医師
同	大野 修	大野整形外科・医師
監 事	井元 研二	税理士
同	内田 幸敏	税理士
評 議 員	吉永 隼人	元霧島杉安病院・営繕
同	森武 忠義	元霧島杉安病院・事務長
同	八木 真美	児童発達支援施設の指導員
同	桂 一郎	グループホームの介護職
同	松菌 圭	司法書士
同	西井上 洋子	元始良市副市長・元霧島杉安病院薬局長(薬剤師)
同	松元 壽子	栄養士
同	野口 隆	奈良学園大学・特別客員教授
同	濱田 利秀	介護付き有料老人ホームの介護福祉士
同	関 裕	南多摩病院・医師
同	山元 和博	元霧島杉安病院・事務長
同	池田 みどり	介護付き有料老人ホームの介護支援専門員

## 2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
病院	霧島杉安病院	鹿児島県霧島市霧島田口 2143番地	一般病床 35床 療養病床 74床 [医療保険 74床]
介護老人 保健施設	きりしま	鹿児島県霧島市霧島田口 2115-1番地	入所定員 50名 通所定員 40名
介護医療院	すぎやす	鹿児島県霧島市霧島田口 2143番地	入所定員 54床

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
訪問看護ステーションあんしん	鹿児島県霧島市霧島田口 2143-14番地	
居宅介護支援事業所すぎやす	鹿児島県霧島市霧島田口 2143番地	
グループホームゆめ	鹿児島県霧島市霧島田口 2143番地	
ヘルパーステーションすぎやす	鹿児島県霧島市霧島田口 2143番地	
介護福祉士養成校まんさく	鹿児島県霧島市霧島田口 2143番地	

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考
該当なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和3年5月14日 令和2年度決算の決定  
理事及び監事、任期満了による改選  
令和4年3月26日 令和4年度の事業計画及び収支予算の決定  
// 令和4年度の借入金額の最高限度額の決定

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

該当なし

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債  
該当なし

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設  
該当なし

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容  
該当なし

(9) その他  
該当なし

様式 2

法人名 医療法人財団浩誠会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島県霧島市霧島田口2143番地

財 産 目 録  
(令和 4 年 3 月 3 1 日現在)

1. 資 産 額	7,659,118 千円
2. 負 債 額	285,354 千円
3. 純 資 産 額	7,373,764 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	4,266,766
B 固 定 資 産	3,392,352
C 資 産 合 計 (A + B)	7,659,118
D 負 債 合 計	285,354
E 純 資 産 (C - D)	7,373,764

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 1

法人名 医療法人財団浩誠会  
 所在地 鹿児島県霧島市霧島田口2143番地

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表  
 (令和 4 年 3 月 3 1 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>I 流動資産</b>	4,266,766	<b>I 流動負債</b>	187,734
現金及び預金	3,866,154	買掛金	7,331
事業未収金	232,022	未払金	163,127
たな卸資産	9,760	未払法人税等	5,272
前払費用	1,903	未払消費税等	3,890
その他の流動資産	156,927	職員預り金	7,801
		その他流動資産	313
<b>II 固定資産</b>	3,392,352		
1 有形固定資産	1,696,937	<b>II 固定負債</b>	97,620
建物	1,115,900	長期借入金	97,620
設備	201,781		
構築物	11,479		
医療用器械備品	36,949		
その他の器械備品	95,846		
車両及び船舶	9,468		
土地	221,524		
その他の有形固定資産	3,990		
2 無形固定資産	81,290	負債合計	285,354
その他の無形固定資産	81,290		
		純資産の部	
		科 目	金 額
3 その他の資産	1,614,125	<b>I 基本財産</b>	1,081,294
有価証券	1,612,324	<b>II 利益剰余金</b>	6,292,470
その他の固定資産	1,801	繰越利益剰余金	6,292,470
		純資産合計	7,373,764
<b>資産合計</b>	<b>7,659,118</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>7,659,118</b>

様式 4 - 1

法人名 医療法人財団浩誠会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島県霧島市霧島田口2143番地

損 益 計 算 書  
(自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 3 1 日)

(単位：千円)

科 目	金	額
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		1,673,629
2 事業費用		1,812,407
本来業務事業利益		△ 138,778
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		128,419
2 事業費用		124,828
附帯業務事業利益		3,591
事業利益		△ 135,187
II 事業外収益		
受取利息	17,497	
その他の事業外収益	69,258	86,755
III 事業外費用		
支払利息	61	
その他の事業外費用	14,253	14,314
経常利益		△ 62,746
IV 特別利益		0
V 特別損失	12,721	12,721
税引前当期純利益		△ 75,467
法人税・住民税及び事業税	8,151	
法人税等調整額	0	8,151
当期純利益		△ 83,618

※医療法人整理番号

法人名 医療法人財団浩誠会  
所在地 鹿児島県霧島市霧島田口2143番地

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員が代表 者である法人	誠商事株式会社	鹿児島県霧島市霧島 田口2143番地	374,117	診療材料等の 卸、有料老人ホーム 運営等	診療材料等の購 入	診療材料等の購 入	83,201	未払金	17,983

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

1. 当法人理事長杉安浩一郎の [ ]、当法人の [ ] が代表取締役である法人。
2. 誠商事株式会社からの診療材料等の購入に関する取引価格は市場価格を勘案して決定し、支払条件は翌月末現金払いとしている。

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

# 監事監査報告書

医療法人財団浩誠会  
理事長 杉安浩一郎 殿

私たちは、医療法人財団浩誠会の令和3会計年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

## 監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、病院及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

## 記

### 監査報告

- (1) 事業報告書は、法令及び寄付行為に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び寄付行為に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは寄付行為に違反する重大な事実は認められません。

令和4年5月6日。

医療法人財団浩誠会

監事 井元 研二

監事 内田 幸敏